

緊急特別無利子貸与型奨学金に係る Q&A

【対象者の範囲】

Q 1. どういった学生が対象になるのか。

A 1. 家庭から自立し、主にアルバイト収入により学費等を賄っている学生等で、令和3年度における「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」の適用等に伴い、アルバイト収入が大幅に減少し、学費等の支払いが困難となる者であり、本奨学金の必要性が真に認められる学生等が対象となります。

なお、借りすぎ防止（学生保護）等の観点から、既に第二種奨学金（有利子）の貸与を受けている学生等は対象から除くこととしています。

Q 2. 予約採用候補者として、第二種奨学生に採用される予定だが、対象となるか。

A 2. 第二種奨学金を受けている方に準じた取扱いとするため、既に予約採用候補者として採用予定の方は対象としていません。

【経済要件】

Q 3. 「アルバイト収入が大幅に減少」とは、どの程度の減少をいうのか。

A 3. 令和3年度における「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」の適用に伴い、適用前の月と比較して50%以上の減少を想定しています。

また、令和3年4月以降にアルバイトを開始する予定だった者が、「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」の適用に伴い、アルバイト先が見つからない等で当初予定していた収入が得られない場合も対象者とすることができます。

Q 4. アルバイト収入が大幅に減少したが、親からの仕送りが年間150万円以上ある学生等は対象になるか。

A 4. 親からの仕送りはあくまでも目安です。よって、仕送りが年間150万円以上ある学生等であっても、アルバイト収入が大幅に減少したことにより、学生生活に大きな支障が生じ経済的理由により大学等での修学が困難と認められる場合には、対象者とすることができます。

Q 5. アルバイト収入が大幅に減少している証明書として、給与明細を受け取っていない（又は紛失している）等のため、アルバイト収入が50%以上減であることが判別できない場合、代わりにどのような証明書を提出すればよいか。

A 5. 給与明細等を受け取っていない場合や紛失したことにより、令和3年度における「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」の適用に伴い、適用前の月と比較し

てアルバイト収入が50%以上減であることが判別できない場合、当該給与明細等の再発行が可能かどうか雇用主に確認してください。再発行が困難な場合は、学生本人の自己申告により、拡大前と比較してアルバイト収入が50%以上減であることが分かる書類（様式自由）を提出してください。

Q 6. 現在休学中で復学予定の学生は、アルバイト収入減が50%以上であった場合、対象者とすることはできるか。

A 6. 現在休学中の学生等であっても、アルバイト収入が令和3年度における「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」の適用に伴い、適用前の月と比較して50%以上減であること等が確認できた場合、対象者とすることができます。

Q 7. 学業成績の不振等により留年した学生は対象になるか。

A 7. 現在学業成績の不振等により留年している学生等については、アルバイト収入が大幅に減少した場合でも対象者にはなりません。

Q 8. 居住地が「緊急事態宣言」又は「まん延防止等重点措置」等の実施区域とならなかった場合は、対象者にはならないのか。

A 8. 令和3年度における「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」の適用に伴い、適用前の月と比較してアルバイト収入が50%以上の減少となった者を想定していますが、居住地等が「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」の実施区域とならなかった場合においても、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で大学等を中退せざるを得ないような事態などにより、学生生活に大きな支障が生じていることが顕著であり、かつ家庭（両親のいずれか）の収入減少等により家庭からの支援を得ることが期待できないといった他の条件等も勘案のうえ、対象とすることができます。

Q 9. 既に第二種奨学金（有利子）の貸与を受けている学生等の中にもアルバイト収入が大幅に減少し大学等を中退せざるを得ない事態などにより、学生生活に大きな支障が生じている者がいるが、本制度の対象とすることはできないのか。

A 9. 本制度は、あくまでも既存の第二種奨学金の枠組みを利用して、一定期間、緊急的な特別支援として実施します。既に第二種奨学金の貸与を受けている場合は、借りすぎ防止（学生保護）等の観点から本制度の対象から除くこととしています。

【貸与期間】

Q10. 貸与期間は令和4年3月までとあるが、令和4年4月以降も学生生活に大きな支障が生じ経済的理由により大学等での修学が困難と認められる場合でも貸与期間の延長は認められないのか。

A 10. 今回の措置は、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大による影響で、世帯収入やアルバイト収入等が大幅に減少し、大学等の中退せざるを得ないような事態などにより、学生生活にも経済的な影響が顕著となった学生等を緊急的に救済する特別措置として実施することから昨年度同様、貸与期間は当年度限りとし、令和4年3月までとして取り扱うこととしています。なお、次年度春の在学採用において通常の第一種又は第二種奨学金又は随時、家計急変による緊急・応急採用に申し込むことは可能です。

Q 11. 次のアルバイトが決まるまでの間のみ、本奨学金を利用することはできるか。

A 11. 学生の収入状況に合わせて、予定している貸与終期よりも前（例えば、3か月間だけ等）に貸与を終了していただくことも可能です。

【提出書類】

Q 12. 生計維持者の収入に関する証明書類は、転職等をしていなければ、所得証明書などの提出をすればよいのか。

A 12. 8月までに申込む場合、2019年中に転職等をしていなければ、2020年度（2019年1月～12月分）の所得証明書等のみ提出を求めてください。

また、9月以降に申込む場合、2020年中に転職等をしていなければ、2021年度（2020年1月～12月分）の所得証明書等のみ提出を求めてください。

なお、スカラネットで年金や児童手当、特別控除等の申告がされていれば、それらの証明書の提出も必要です。